

9月26日 支える会緊急集会を開催

支える会は9月26日、滋賀弁護士会館で緊急集会を開催しました。集会は、福田会長の開会あいさつの後、辻原告団長が仮処分申請から今回本訴を申請することを決断するに至った経過を報告（9月10日付け支える会ニュース参照）。続いて、井戸弁護団長から、仮処分に関する経過と本訴の方針、争点等について報告、最後に本訴における主要な争点の一つとなる原発の新しい規制基準の問題点について、今回新たに弁護団に加わることになった大阪の藤木弁護士から報告。その後、全体にわたって参加者と討論し、本訴の手続きをすすめることを確認しました。



9.26 緊急集会（滋賀民報社提供）

仮処分申請の経過、本訴方針および争点について

井戸 謙一（弁護団長）

第1 4つの裁判を闘ってきた。

1 関電相手の再稼働禁止仮処分申立て（大津地裁）

2011/8/2 申立て

新安全基準ができてそれに合格するまで再稼働禁止（極めて認容決定を出しやすい申立て、そんなに時間がかかるとは思っていなかった）裁判所は、1年前にそろそろ決定すると言っていたのに、それを翻し、活断層調査の結果を見て、新規制基準について議論してから決定すると言い出している。いつ決定がでるのか見通しが見つからない。



井戸弁護団長（滋賀民報社提供）

- 2 原電相手の再稼働禁止仮処分申立て（大津地裁）
2011/11/8 申立て
同上
- 3 大飯 3,4 について定期検査終了証交付差止め請求訴訟（大阪地裁）2012.3.14 提訴
一審敗訴（2012.12.20） 控訴棄却（2013/6/28）
- 4 大飯 3,4 について定期検査終了証交付の仮の差止め申立て（大阪地裁）2012.3.14 申
立て 2012.4.27 却下決定 2012.7.3（抗告棄却） 2012.10.10（許可抗告却下）

第2 形式的には(裁判で争った)成果は上がっていない。しかし、政府電力会社は、3.11 後も定期検査に入るまで各原発を動かしていた。その後定期検査に入っても、通常の検査を経て、再稼働するし、できると思っていたができていない。

それができなかった原因は、九州電力玄海原発の公聴会のやらせ問題、菅首相のストレステスト方針、大飯の再稼働の際の激しい抵抗と全国的な運動の盛り上がりである。旧来の安全審査指針に適合しているというだけでは再稼働できない。新規制基準を作り、それに適合するまで再稼働できないという流れを作った。その意味では、国民的な運動の成果であり、この裁判もその一翼を担った。大飯の再稼働をとめることはできなかったものの、仮処分を申し立てた目的は、事実上、達することができた。

第3 裁判所は変わっていない。

3.11 のあと、裁判所は強く非難された。国の判断を追認していたのでは、司法の役割を果たすことはできない。変わることが期待された。しかし、今のところ、変わったという形跡はない。大阪地裁 H25.4.16 決定は、原子力安全保安院の緊急安全対策、4 大臣基準が合理的だと断定した。大津地裁は、判断を先送りし、決定しない。火中の栗を拾おうという気概が感じられない。

今後も、裁判所は、これでいいのかということ問い続けていきたい。

第4 本訴方針について

- 1 もともと、仮処分の決着がついてから本訴を起こすことを考えていた。しかし、いつ決定がでるか見通しがつかないうちに、事実がどんどん先行し、大飯 3, 4 号、高浜 3, 4 号については、新規制基準の適合性審査が始まった。仮処分事件の見通しがたたなくなった今、仮処分の結論を待たず、本訴を起こしたい。
- 2 対象は、敦賀やもんじゅも検討対象であるが、とりあえず、関電(大飯、高浜、美浜)を対象としたいと考えている。

3つのサイト、11機もの原発の運転禁止を求める訴訟は、全国的にも例がなく、困難が予想されるが、大阪から援軍の弁護士も駆けつけてくれた。最初の原発裁判である伊方訴訟を闘った猛者である菅充行弁護士をはじめ8名の弁護士である。大変強い。

第5 本訴で予想される争点

本訴で予想される争点は、次のとおりである。

1 全般的争点

(1)新規制基準の適合判断が出て、安全とはいえないこと

新規性基準自体に合理性がないこと

ア 福島事故の原因を踏まえていない(そもそも原因が分かっていない)

イ 立地審査指針がない。

ウ 耐震設計基準が改められていない。

エ その他

新規制基準への適合性判断が出て、それには合理性がないこと

(2) 地震のリスクが大きいこと

(3) 津波のリスクが大きいこと

(4) 斜面崩壊の危険があること

(5) 避難計画ができておらず、作りようがないこと

(6) フィルター付きベント等を5年間猶予するのは許されないこと

2 個別的争点

(1)大飯

敷地内破砕帯はF6 だけではないこと

1、2号機は特殊なアイスコンデンサー型であること

(2) 高浜

ブルサーマルであること

1,2号機が老朽化していること

(3) 美浜

敷地内に活断層があること

老朽化していること

第6 まとめ

政府は、老朽化や活断層の問題を抱えているいくつかの原発を廃炉にする一方、多くの原発を動かそうと考えている。新規制基準が世界最高水準の安全性などというのは嘘っぱちであり、既成の多くの原発を動かすことができる程度のレベルの安全性を求めているだけ。このままでは、いずれまた、過酷事故が起こる。それに間に合うかどうかは判らないが、間に合わせるよう、力を尽くしたい。

ご支援をお願いしたい。



新規制基準の問題点・立地審査指針(違反論)について

藤木 達郎弁護士

第1 新規制基準の問題点

- 1 福島第一原発事故による旧安全審査指針類の重大な不備・欠陥の露呈
- 2 原子力規制委員会の発足と新基準の策定
 - ・ 2012年9月・原子力規制委員会が発足
 - ・ 重大課題の一つが、2012年6月に改正された原子炉等規制法の趣旨に則って新基準を策定すること



藤木 達郎弁護士

3 新規制基準の概要

- ・ 原子力規制委員会規則(省令)

4 新規制基準の問題点

- ・ 安全審査指針類の重大な不備、欠陥を放置するなど問題点あり

(1) 総論

ア「安全評価審査指針」と「立地審査指針」の見直し・組入が欠如

- ・ 福島第一原発は立地条件が立地審査指針に不適合
- ・ 国内の他の原発も、炉心溶融を想定すると軒並み立地条件が不適合になる可能性がある

イ「重大事故対策の有効性評価」に敷地境界での被曝線量評価が欠如

ウ 立地審査指針における離隔要件とその具体的評価をする安全評価指針の誤りが放置

エ あらたな「安全神話」の作出

オ その他

(2) シビア・アクシデント対策

ア 特定安全施設に関する5年間の猶予期間の問題

イ ミサイル攻撃を考慮していない

ウ その他

(3) 地震・津波

ア 地盤の規制が不十分(露頭した断層等のある地盤に限定)

イ 活断層の認定基準が不十分

ウ 規定が抽象的すぎる（「適切に評価」「十分に考慮」等）

・旧基準では、1．5年に1回の頻度で、設計基準地震動を上回る地震動

エ その他

5 新法下における違法性の主張（論点的な位置づけ）

「具体的審査基準に不合理な点があるか、具体的基準に適合するとした調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があること」（伊方最高裁判決）

(1) バックフィット規定による新基準への不適合

(2) 新基準の不合理

(3) 旧基準の不合理

(4) 旧基準への不適合

第2 立地審査指針(違反論)について

1 立地審査指針の概要・従前の解釈運用・破綻

(1) 概要

・原子炉施設の設置許可基準「災害の防止上支障がないこと」が要請 許可要件を具体化したものが「安全指針類」であり、そのうち特に重要なのはそもそも立地をどこにするかを定める立地審査指針

重大な事故の発生を仮定しても、周辺の公衆に放射線障害を与えないこと

重大事故を超えるような技術的見地からは起こるとは考えられない事故（「仮想事故」）の発生を仮定しても、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと

(2) 従前の運用

・重大事故、仮想事故でも放射線は敷地内にとどまるとされていた（「敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるを得ない」・斑目元原子力安全委員会委員長発言より）

(3) 破綻

・福島原発事故で、立地評価において想定されている事故が過小であり、現実起きた重大事故では隔離要件が満たされていなかったことが明らかになる（虚構の安全神話の崩壊）

2 各原発の立地審査指針違反

3 新基準における立地審査指針の位置づけ

・「福島事故の結果、シビア・アクシデントで格納容器が破損した場合には隔離距離による規制は適当でないという認識に至った。それで、設備対策によって放射性物質の放出量を抑制することを求める規制にした」（立地審査指針の廃止）

4 立地審査指針の欠如や立地審査指針の不適合を述べる意味

(1) 新基準の不合理（違法性）を主張する

(2) 立証責任の転換・軽減を図る

以上

伊方原発訴訟を闘った 菅 充行弁護士の発言

伊方原発訴訟は、日本で初めての原発訴訟であり、私も若く、京大原子炉実験所の小出さんたち若手科学者を含む多くの科学者の全面的な支援を受けて闘いました。これらの科学者たちも、原子力に夢を抱いてその道に入ってきたのですが、実態を知ると実験レベルはともかく、実際の原発を建設するのはとんでもない、という結論に達したのです。そういう意味では、自らの科学者生命をかけての支援でした。

裁判は、日本初の科学裁判といわれ、内容的には全面的に我々が勝っていました。裁判で証人に立った国側の学者も我々の反対尋問に完璧に立ち往生するというひと幕もあって勝利を確信するものでした。そんな中で、松山地裁の裁判長の顔色が回をおうたびに悪くなっていくのが目に見えました。被告である国敗訴の判決を書かなければならないという重圧のためだったと思います。しかし、その裁判官は証人調べが殆ど終わった段階で判決を書かないまま、突然に異動となってしまいました。二番目の裁判官は半年間、全く審理をおこなわないままこれも異動となってしまいました。三番目の裁判官はとてもこやかで愛想のよい人物でしたが、この人物がひどい判決を書いたのです。

結局、最高裁まで行って争い、勝訴とはなりませんでしたが、福島原発事故は、伊方で原告住民側が主張したことが正しかったことの実証でもあります。その後、原発問題では原告敗訴の判決が続き、「裁判はもうやらない」「司法には期待できない」という学者もあって、今日まで来たのですが福島の事故を目の当たりにして「やはり何かをしなければ」という思いがあったとき滋賀の裁判でお手伝いをしようということになった次第です。大阪から8人の弁護士が全力をあげて取り組みたいと思っています。よろしくお願いします。

最後に、辻 原告団長が締めくくりの挨拶を行いました

今日の集会には急な呼びかけにも拘わらずたくさんの皆さんに参加をいただき、また、早速、原告となっていた方が30名を超えており、本当に有難うございました。今回の本訴の提起は、現在、日本の全ての原発が停止しているという歴史的な局面において「運転差し止めを求める裁判」ですから「停止から廃炉へ向かう」上でも意義のあるものだと考えています。原告となって頂いた方も「支える会」の会員としてカンパを頂いた方も「同じ原告」のつもりで力を合わせていきたいと思っています。

そして、今回の裁判では「新基準」について、を正面から争うことにもなりますがこの「新基準」では基準値振動が見直されていないままであることや立地審査指針についても、それを厳格に適用すれば、全ての原発が運転できなくなるから、ここを曖

味にして「適合審査」にパスすれば再稼働を認めていくものとなっています。文字通り、再稼働ありきの基準でしかないことは明らかです。この点を裁判で明らかにしながら裁判長に「人間としての良心に訴えていきたい」と考えています。

さらに、裁判に勝利するうえで世論の高まりが重要であるとの指摘もその通りですから、この秋に大きな署名運動をやることも現在、準備が進んでいます。今後の皆様のご協力をお願いして締めくくりの挨拶とさせていただきます。

立石雅昭氏をまねいて学習講演会

原発再稼働のための新「規制基準」 ～置き去りにされる地震・津波への対応～

日時 11月24日(日) 13:30～16:30

場所 ピアザ淡海

講師のプロフィール

新潟大学名誉教授。専攻分野は地質学、特に地層の形成過程について新潟をフィールドとして調査研究を進めてきた。2007年の東日本大震災によって柏崎刈羽原発が被災したことをうけ、新潟県の「原子力発電所の安全管理に

関する技術委員会」「地震、地質・地盤に関する小委員会」の委員として、原発の耐震安全性について、県民・国民の安全・安心を守る立場から発信中。2011年3月新潟大学を定年退職後、原発問題住民運動全国連絡センター代表幹事の一人としても活動中。

講演終了後「立石先生を囲んでの意見交換会」も企画



引き続き原告となっただけの方を募集

すでに30人を超える方々が原告としての名乗りをあげていただけていますが、引き続き原告を募集しています。ひとり15,000円の負担が必要ですが、そのことを了解のうえ、原告となっただけの方は、以下の手続きをお願いします。

次ページの訴訟委任状に氏名、住所を記入し、2箇所を押印のうえ吉原法律事務所まで送付ください。

委任状の氏名、住所は誰にでも読める字で正確に記入ください。

押印は名前の右横と訂正印の2箇所が必要です。

訴訟負担金として、ひとり15,000円の負担をお願いします。

委任状の送付先 吉原稔法律事務所

〒520-0056 大津市末広町 7-1 大津パークビル 6階

訴訟負担金振込先

滋賀銀行大津駅前支店 普通預金 632913 福井原発訴訟を支える会 会計今村真理子

ゆうちょ銀行 14690-5345461 福井原発訴訟を支える会

「支える会」の会員みなさんにカンパを訴えています

訴訟活動を支える費用を捻出するため、引き続きカンパを訴えています。会員みなさんには、ひとり3,000円以上のカンパにご協力ください。カンパの振込先は上記の訴訟負担金の振込先をお願いします。



訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所

委任者

印

私は、滋賀弁護士会所属

弁護士 井戸謙一

事務所住所 〒522-0043 滋賀県彦根市小泉町 78-14 澤ビル 2 階

井戸謙一法律事務所 TEL 0749-21-2460 FAX0749-21-2461

弁護士 石川賢治・弁護士 向川さゆり・弁護士 石田達也・稲田ますみ

事務所住所 〒520-0056 滋賀県大津市末広町 7 番 1 号大津パルクビル 6 階

吉原稔法律事務所 TEL 077-510-5262 FAX 077-510-5263

弁護士 永芳 明

事務所住所 〒520-0044 滋賀県大津市京町 3-4-12 アパノン 21 ビル 5 階

滋賀第一法律事務所 TEL 077-522-2118 FAX 077-526-4583

弁護士 高橋陽一

事務所住所 〒522-0073 滋賀県彦根市旭町 6-22 田中ビル 2 階

彦根共同法律事務所 TEL 0749-23-1525 FAX 0749-24-1605

大阪弁護士会所属

弁護士 吉川 実

事務所住所 〒560-0081 大阪府豊中市新千里北町 1-16-4

吉川実法律事務所 TEL 06-6873-5761 FAX 06-6873-5762

及び裏面のとおり

に下記事項を委任します。

記

第 1 事 件

1 相手方 関西電力株式会社

印 2 裁判所 大津地方裁判所

3 事 件 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件

第 2 委任事項

上記の訴訟行為。復代理人選任。請求物の受領。反訴、控訴、上告、上告受理の申立、又はその取下げ。和解又は調停の代理並びにその取下げ。和解又は調停調書正本送達申請。同送達証明申請。執行文付与の申立、請求の抛棄もしくは認諾。訴訟の取下げ。保全処分強制執行。競売の取下げ。参加せる訴訟の脱退、控訴、上告又はその取下げ、上訴権の放棄。予納金保証金、担保物の供託、保証及び担保取消の申立、同申立に対する同意並びに取消決定に対する抗告権抛棄、担保権利者に対する権利行使催告の申立、供託物還付及び取戻請求受領、同利息金及び利札請求受領。破産、会社更生事件の債権届出、その債権者集会並びに債権調査会出頭意見陳述。配当要求の申立、配当金請求受領相殺の申立、手形訴訟手続及びその判決に対する異議の申立及び取下げ。